

消費者法分野におけるルール形成の在り方等 検討ワーキング・グループ(WG)の報告書について

内閣府 消費者委員会 事務局

はじめに

本WGは、事業者(団体)の自主的取組や民事ルールでは対応しきれない悪質商法について、実効的な法整備や違法収益のはく奪、財産保全等の制度を検討するために、令和4年3月に再開された。令和5年8月に公表された報告書の概要を紹介する。

本報告書が念頭に置くいわゆる「破綻必至商法」事案の実態と制度的手当の必要性

豊田商事やジャパンライフのように、高配当・高利益が得られるとうたつて多数の消費者を誘引し、多額の出資をさせて、多数の消費者の被害回復が困難になっている事案を、本WGでは「破綻必至商法」と総称した。

現行制度には、行政処分を潜脱して事業を継続する事業者が存在する、行政主導の被害回復手段が欠けている、刑事的手法では迅速な対応が困難である等の課題があり、新たな制度的手当が必要である。

制度の対象とすべき「破綻必至商法」について

本WGが新たな制度的手当の対象事案と考える「破綻必至商法」は、①事業(事業の実施のために必要な行為を含む。)の実体がないに

もかわらず、②金銭の出資若しくは拠出又は物品若しくは権利の提供(以下「金銭出資等」という。)をすれば事業の収益により一定期間経過後に金銭その他の経済的利益の配当等を行う旨を示して消費者を勧誘し、③多数の消費者に金銭出資等をさせ(金銭出資等をした消費者を「出資者」という。)、④そのため、新たな消費者を勧誘して金銭出資等をさせ、当該金銭出資等を原資として先行の出資者への配当等を継続的に行わざるを得ないスキーム、の4要件を満たす必要がある。

なお、①で事業の実施のために必要な行為を事業に含むとしたことで、ベンチャー企業や開業準備中の事業者など、まだ利益を上げていないが悪質性がない者を対象事案から除外している。

破綻必至商法を止めて被害を回復するための具体的方策等

破綻必至商法を止めて被害を回復するには、まず破綻必至商法を禁止して市場から排除し、さらに破綻必至商法を行う事業者に業務停止の行政処分が必要である。もっとも行政処分は将来の被害の拡大防止には役立つが、過去に生じた被害回復は実現できない。そこで、行政庁による破産申立て権限の創設、違法収益はく奪のための行政手法の創設、会社法の解散命令の活用・拡充といった

被害回復と被害の拡大防止の両方を実現し得る方策が必要となる。

また、行政庁が権限を行使するには必要な情報を適時に入手することが必要であるため、現行制度の運用の改善を進めるほか、行政処分に必要な限度で行政庁に報告徴求・立入検査等の権限を与える、調査を拒まれた場合等に相手の抵抗を排除して調査を行う権限を与えるなどの制度的手当の検討も考えられる。

おわりに

本WGの報告書を踏まえ、消費者委員会は、①令和3年預託法改正により破綻必至商法への対処として有効な制度が導入されたことと評価でき、消費者庁は同法を適正に執行するとともに、被害の未然防止、再発防止、拡大防止及び被害回復の観点から、同法の施行状況の検証を行うことが必要、②破綻必至商法を行う事業者を市場からより効果的に排除するべく、行政による破産手続開始の申立てその他の手法による消費者の被害の拡大防止等に資する措置をとることが可能となる制度整備又は拡充に向けた検討を行うことが必要、といった内容の意見を発出した。

消費者委員会としては、引き続き、多数消費者被害に係る消費者問題への取組について、関係行政機関の取組を注視していく。